修了認定へのEPOCの活用

EPOC運営委員会委員長
田中雄二郎
東京医科歯科大学医学部附属病院
臨床教育研修センター

本著作物は、EPOC参加施設が施設内（プログラム管理型病院にあっては、協力型病院等を含むものとします）の教職員・学生等への説明に利用する場合にのみ、施設内（プログラム管理型病院にあっては、協力型病院等を含むものとします）に限定した提示・印刷配布を許諾します。それ以外の利用の場合には、必ず事前に著作権者への利用許諾依頼をお願いいたします。

卒後臨床研修必修化の目標

（厚生労働省令158号）

医師が、

医師としての人格を涵養し、

将来専門とする分野に関わらず、

一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けること

臨床研修制度

達成のための方策
- プログラム基準
  - 内科（6ヶ月）、外科、救急、小児科、産婦人科、精神科、地域保健
- 研修目標
  - 行動目標　21
  - 経験目標　手技　64　症状　52 疾患　88　現場　28

目標達成の担保
- 必修疾患・項目の設定
  - 手技38　症状31　疾患(入院)10　(外来)38
- 達成線の設定　（経験疾患88のうちの7割　62）
- レポート　31項目

研修修了認定とは（厚労省省令第百五十八号第17条）

誰が　いつ

研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行い、単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者に対し、当該研修医の評価を報告しなければならない。

誰に　いつ　何を

2　単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。

誰が　誰に　何を

3　第一項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書で通知しなければならない。

研修未修了の場合

「臨床研修を修了していないと認める理由については、適宜、研修内容やその評価が解る資料（指導医による研修医の評価表など）など、研修を修了していないとする理由が分かる資料を添付すること」

様式１３

臨床研修未修了理由書

ふりがな 研修医の氏名		生年月日	昭和 平成　年　月　日
医籍登録番号	第　　号	登録年月日	平成　年　月　日
未修了の臨床研修に係る研修プログラムの名称			
臨床研修を行った施設の名称	臨床研修病院		
	臨床研修協力施設		
研修期間	年　月　日～　年　月　日		

※臨床研修を修了していないと認める理由：

※については、適宜、研修内容やその評価が分かる資料（指導医による研修医の評価表など）など、研修を修了していないとする理由が分かる資料を添付すること。

上の者は、上記の理由により、研修プログラムを修了していないものと認められるので通知する。

平成　年　月　日

○○　病院　院長

○○病院研修管理委員会委員長

臨床研修制度

認定を受けると

–医籍への記載

・資格

病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所を臨床研修修了医師に管理させなければならない。

（医療法第１０条関係）

研修記録の保存義務 第18条（厚労省省令第百五十八号）

単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者は、帳簿を備え、臨床研修を受けた研修医に関する次の事項を記載し、当該研修医が臨床研修を修了し、又は中断した日から五年間保存しなければならない。

一　氏名、医師の登録番号及び生年月日

二　修了し、又は中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

三　臨床研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日

四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び研修協力施設）の名称

五　修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修医の評価

六　臨床研修を中断した場合にあっては、臨床研修を中断した理由

2　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

修了認定に関するEPOCの利点

- 研修医の自己評価を指導医評価により確認している
- 研修医・指導医の評価の訂正は本人しかできない
  - 臨床現場の判断が尊重される
- 達成度が随時わかる
  - 研修途中で達成度に応じ研修内容を検討できる
  - 修了認定時の混乱が回避できる
- 研修記録を作成する労力が軽減できる
  - 新人の登録時期に重なり、相当な事務量が集中する時期
  - 要約フォーマットは厚労省が提示する指針にそって作成予定
- 保存
  - 5年間の保存が義務付けられている

研修の進行状況がわかる　指導医により確認されている

ピンクは他ブロックで経験

■＋■ の項目数（■ の項目数）

全体の項目数	4/7	(3/7)
(A)の項目数	1/1	(0/1)
(B)の項目数	1/2	(1/2)

(6)呼吸器系疾患	診療した	指導医による確認	レポート提出
[1]呼吸不全（B）	●済　○未	確認済	不要
[2]呼吸器感染症（急性上気道炎、気管支炎、肺炎）（A）	○済　●未	―	未提出
[3]閉塞性・拘束性肺疾患（気管支喘息、気管支拡張症）（B）	○済　●未	―	不要
[4]肺循環障害（肺塞栓・肺梗塞）	○済　●未	―	不要
[5]異常呼吸（過換気症候群）	○済　●未	―	不要
[6]胸膜、縦隔、横隔膜疾患（自然気胸、胸膜炎）	●済　○未	確認済	不要
[7]肺癌	●済　○未	確認済	不要

グレーは現在のブロックで経験

研修修了時の研修記録のサンプル

いつ　どこで
研修したか

どこで
どんな評価だったか

いままで
どのくらい経験したか

入力状況

研修医の8割以上　入力　67施設／387施設

2－8割　185施設／387施設

－2割　52施設／387施設

入力準備中　83施設／387施設

平成17年1月31日現在

入力状況進んでいる例

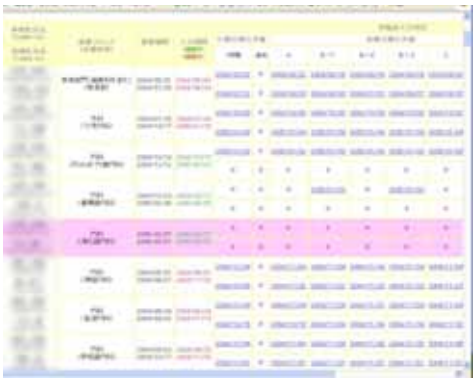

入力状況　進んでいない例

評価に関するEPOCの課題

研修医・指導医の入力が前提

「如何に入力を促すか」　成功事例を参考に

客観性の問題

3段階絶対評価
経験の判定

} 施設ごとに基準を明確に